

# 埼玉県医師国民健康保険組合からのお知らせ

## 各種証等様式の性別欄の削除について

日頃より、当組合の事業運営に関し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、多様な性的指向及び性自認に配慮する観点から、以下の各証の性別欄を削除するため、国民健康保険施行規則が改正されました。改正に基づき、当組合では、各証及び各種申請様式中の性別欄を削除いたしましたのでお知らせいたします。

なお、被保険者証の性別欄については、性別に由来する特有の疾患や診療行為があることから、保険医療機関等にて行われる診療等に資するものであるとともに、当該診療等に係るレセプトの審査を円滑に行うために必要であるという観点から設けているものであるため、削除しないものです。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記



### <性別欄削除の各種証等様式>

証	申請書
・ 国民健康保険高齢受給者証	・ 国民健康保険被保険者証等再交付申請書
・ 国民健康保険特定疾病受療証	・ 移送費支給申請書
・ 国民健康保険限度額適用認定証	・ 国民健康保険限度額適用認定申請書
・ 国民健康保険標準負担額減額認定証	・ 国民健康保険標準負担額減額認定申請書
・ 国民健康保険限度額適用標準負担額減額認定証	・ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書

以上